

第5次伊賀市地域福祉計画中間案 修正箇所

【パブリックコメントにより修正】

No.	中間案のページ	修正前	最終案のページ	修正後
2	P71	今後は、教育や就労分野も含めたより広範な専門機関との連携を強化し、分野を超えた包括的な支援体制を発展的に構築していくことが求められます。例えば、子どもや若者の支援においては、学校や教育機関との連携が不可欠であり、また就労支援ではハローワークや企業との協働も重要です。	P73	今後は、 <u>それぞれの分野において計画的な研修を実施するなど専門性の向上を目指した上で</u> 、教育や就労分野も含めたより広範な専門機関との連携を強化し、分野を超えた包括的な支援体制を発展的に構築していくことが求められます。例えば、子どもや若者の支援においては、学校や教育機関との連携が不可欠であり、また就労支援ではハローワークや企業との協働も重要です。
4	P5	また、多様な主体と共に共通の課題意識を持ち、伊賀市の地域福祉を推進していくための活動の方向性を示すものとして伊賀市社会福祉協議会が策定した「 <u>地域福祉活動計画</u> 」を策定します。	P5	また、多様な主体と共に共通の課題意識を持ち、伊賀市の地域福祉を推進していくため、 <u>伊賀市社会福祉協議会により本計画と連動する「地域福祉活動計画」</u> を策定します。
5	P10	本市の市政に対する「満足度」と「参画度」の変化を見ると、まず、市政への参画度は令和2年に51.1%と半数を超えていました。しかし、…	P11	(4)生活満足度 まちづくりアンケートの健康・福祉分野では、「 <u>地域共生社会づくり」「医療」「健康づくり」「高齢者支援」「障がい者支援」「子育て・少子化対策</u> 」の6つの項目があり、その満足度と参画度を、本計画の指標の一つとしています。 本市の市政に対する「満足度」と「参画度」の変化を見ると、まず、市政への参画度は令和2年に51.1%と半数を超えていました。しかし、…
6	P29	本文中の図を参照	P29	本文中の図を参照
8	P62	しかし、制度の存在や利用方法、利用後の効果について、市民や関係機関の間で十分な理解が進んでいるとは言えず、必要とする人が適切に利用できない状況も見られます。	P63	しかし、制度の存在や利用方法、利用後の効果について、市民や関係機関の間で十分な理解が進んでいるとは言えません。また、 <u>当制度には、専門家が成年後見人になると多額の費用がかかることや、成年後見人と家族の意思が相反する可能性があること、一度後見人が選任されると解任が困難であることなど、大きな課題も存在します。こうしたことから、必要とする人が適切に制度を利用できているとは言えない状況があります。</u>
9	P64	(指標の説明) 市長申立により後見人等が就任した件数	P65	緊急を要する場合や申立てを行う親族がいない場合において、市長申立により後見人等が就任した件数

22	P49	すべての市民が安心して暮らし続けられる地域づくりを実現するためには、困難を抱える人が孤独・孤立に悩むことなく、必要な支援につながる体制が不可欠です。行政、社会福祉協議会、医療機関、教育機関、民間事業者、地域住民組織など、多様な機関・団体が連携・協働する包括的な支援体制をめざします。	P50	すべての市民が安心して暮らし続けられる地域づくりを実現するためには、困難を抱える人が孤独・孤立に悩むことなく、必要な支援につながる体制が不可欠です。行政、社会福祉協議会、医療機関、教育機関、民間事業者、地域住民組織、 <u>民生委員児童委員連合会</u> など、多様な機関・団体が連携・協働する包括的な支援体制をめざします。
27	—	—	P79	巻末資料を追加
29	P41	…「地域福祉コーディネーター」の配置を強化していきます。 さらに、…	P41	…「地域福祉コーディネーター」の配置を強化していきます。 <u>地域福祉コーディネーターは、地域ごとに異なる人的資源や生活課題等について地域アセスメントを適切に行い、地域の実態に応じた活動支援を行います。</u> さらに、…

【パブリックコメント以外のご意見により修正】

No.	中間案のページ	修正前	最終案のページ	修正後
1	P35	(6)人権が尊重される地域社会 地域福祉を進めるうえでは、人権尊重の視点に立って取組を進めることが大切です。	P35	(6)人権が尊重される地域社会 「8つの安心(目標)」の多くは「人権保障」に関連していますが、地域福祉を進めるうえでは、人権尊重の視点に立って取組を進めることが大切であり、「差別や偏見のない地域共生社会」についても、一つの目標として掲げています。
2	P35	併せて、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図る取組を行うとともに、障がいのある人、外国人、性的マイノリティなど個人の人権問題への理解を深める取組を強化し、さまざまなバックグラウンドの人がまちづくりに参画することで、それぞれの強みを生かしてすべての市民が活躍できる社会の実現をめざします。	P35	併せて、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図る取組を行うとともに、障がいのある人、外国人、性的マイノリティなどに不利や不公正な状態が生じる構造への理解を深め、解消するための取組を強化し、さまざまなバックグラウンドの人がまちづくりに参画することで、それぞれの強みを生かしてすべての市民が活躍できる社会の実現をめざします。
3	P42	【誰もが活躍できる地域づくり】 住民自治協議会主催事業への住民参画を支援し、ワークショップや講演会、交流会を継続しオンラインも活用していきます。これらを相互に連動させ、誰もが安心して暮らし、役割を持って活躍できる地域をめざします。	P42	【誰もが活躍できる地域づくり】 住民自治協議会をはじめとするRMO(自主運営組織)が実施する事業への住民参画を支援し、ワークショップや講演会、交流会を継続しオンラインも活用していきます。これらを相互に連動させ、誰もが安心して暮らし、役割を持って活躍できる地域をめざします。また、ファンドレイジングにより活動に必要な資金を確保するなど、持続可能で活気あるコミュニティの形成を推進します。

4	P42	追記	<p>【福祉教育の推進】 <u>福祉教育は、身の回りの人々や地域との関わりを通して、どのような福祉課題があるのかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで、ともに生きる力を育むことを目的としています。</u> <u>さまざまな「気づき、学び」から、市民の地域課題に取り組む意識が形成され、さらなる地域福祉活動につながり、結果として地域力が高まるよう、地域を基盤とした福祉教育を推進します。</u></p>
5	P53 P54	<p>【人材確保・育成・活用】と【福祉教育の推進】を統合</p>	<p>【人材確保・育成】 <u>地域を支える人材を育成するために、幼少期から地域への愛着を育んでいく必要があります。そのために、サービスマスラーニングや各種体験等の参加型プログラムの実施を推進します。また、教育委員会や学校、地域、事業者と連携して、福祉教育プログラムを活用した取組を充実させていきます。地域福祉活動により多くの市民が関心を持ち、ボランティアの意義を理解し、参加してもらえるよう、若年層や勤労者層、団塊世代など多様な層の人々に働きかけ、活動の担い手を育成していくための取組を進めます。</u> <u>また、福祉人材の確保のため、関係事業者等とともに、参入促進、資質向上、労働環境の改善等の取組を行います。将来の福祉の担い手となる若い世代に対して、福祉の魅力を伝え、イメージアップを図り、福祉分野への参入の促進を図るとともに、外国人材の新規参入の検討を行います。</u></p>